官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正する省令（文部科学・農林水産・国土交通・環境一）　一
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境二）　二
〔法規的告示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委三四）　二
〔その他告示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁八七）　二
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二九一、二九二）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一三一五～一三一九）　三
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省関係告示の整理に関する告示（農林水産・環境五）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通八四二）　四
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整理に関する告示（環境六五）　四
○道路に関する件（関東地方整備局一八五～一八九）　四
○道路に関する件（北陸地方整備局四七～五〇）　四
○道路に関する件（中部地方整備局八〇～八二）　四
○道路に関する件（近畿地方整備局九三、九四）　四
○都市計画に関する件（同九五）　四
○道路に関する件（中国地方整備局六一）　五
○道路に関する件（四国地方整備局四六）　五
○都市計画に関する件（同四七）　五
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　五
〔皇室事項〕
官庁事項　六
〔官庁報告〕
消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について（消防庁）　六
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）　六
特定保安林の指定の解除について（同）　六
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　六
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　六
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　六
基本測量関係事項公告（国土交通省）　七
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委員会告示配八）　七
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力追放広島県民会議から代表者変更の届出があった件（同九）　七
保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁告示配二）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配八八）　七
〔公　告〕
諸事項　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　八

省　令

○**文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省令第一号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行に伴い、エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

文部科学大臣　阿部　俊子
農林水産大臣　小泉進次郎
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正する省令

エコツーリズム推進法施行規則（平成二十年文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「同法第二条第七項」を「同条第八項」に改める。

附　則

この省令は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

○**農林水産省・環境省令第二号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行に伴い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎
環境大臣　浅尾慶一郎

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第十七号ニ中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附　則

この省令は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。